

## 富山市営駐車場指定管理者募集要項

### 1 施設の概要

#### (1) 富山市営総曲輪駐車場

所在地 富山市総曲輪二丁目8番3号  
開設年月日 平成元年4月28日  
建物の構造等 鉄骨造地上6階建、10,190.98㎡  
収容台数 普通自動車408台、バス4台

#### (2) 富山市営桜町駐車場

所在地 富山市桜町二丁目1番1号  
開設年月日 平成元年5月10日  
建物の構造等 鉄筋及び鉄骨造地上7階建、7,144.67㎡  
収容台数 普通自動車305台

#### (3) 富山市営富山駅北駐車場

所在地 富山市牛島町24番2号  
開設年月日 平成8年9月1日  
建物の構造等 鉄骨造地上7階建、12,001.58㎡、平面4,460㎡  
収容台数 屋内 普通自動車529台  
屋外 普通自動車106台、バス5台

※ 屋外については、令和4年3月末（予定）までは使用不可

### 2 管理運営の方針

安全管理に十分留意したうえで、24時間の管理体制を確立する。  
利用者に対して利便性やサービスの向上に努め、収益の向上を図る。

### 3 管理業務の範囲等

- (1) 駐車場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車料金の徴収に関する業務
- (3) 上記の他、駐車場の管理に関して市長が必要と認める業務

業務内容の詳細については、募集要項に添付の「富山市営駐車場管理業務仕様書」をご覧ください。

### 4 管理運営に要する経費

#### (1) 管理運営に関する経費

富山市営駐車場管理運営費については、仕様書をもとに積算してください。

なお、積算にあたっては、募集要項に添付の直近4年間の収入及び支出の決算額を参考としてください。

#### (2) 報奨金について

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、その年度の各駐車場の使用料収入の合計が前会計年度の各駐車場の使用料収入の合計（以下「基準収入額」という。）を超えた額の10%を報奨金として委託料に上乗せして指定管理者に支払う予定としております。

なお、富山市駐車場条例にて定めている料金等については、現時点で変更する予定はありません。

また、使用料収入が基準収入額を下回った場合であっても、違約金等はありません。

## 5 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 6 利用料金制度の適用の有無

施設の使用料については、利用料金制度を適用せず、市の収入としますが、使用料の徴収等の事務については、指定管理者に委託します。

## 7 指定管理業務に必要な資格、免許等

特になし

## 8 指定管理候補者として選定しない法人等

次のいずれかに該当するものは、指定管理候補者に選定されません。

ア 当該法人等の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等

イ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市の機関等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理業務及び請負をする法人等（市の機関等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等（公共団体及び公共的団体を除く。）

（地方自治法の「兼業禁止」に準じた取扱い）

ウ 当該法人等の代表権を有する者のうち、次のいずれかに該当する者がある法人等

- ① 公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 本市における指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑥ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（①～③は、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、④～⑥は、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い）

エ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の法人等

オ 指定管理業務を開始する時点において、富山市内に事業所等を有しない法人等

カ 法人等又は法人等の代表権を有する者が、市税を滞納しているもの

キ 施設を管理するに当たって必要な資格及び免許等を有していない法人等。ただし、指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く。

ク 法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加しているものをいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当するものをいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき、指定管理候補として選定することが不適當である者

## 9 選定方法等

### (1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、外部と内部の委員による選定委員会において、申請のあった各法人等によるプレゼンテーションの内容等を踏まえ、技術点及び価格点の合計で評価を行う総合評価方式により審査し、選定委員会での結果を経て、富山市において指定管理候補者を選定します。

### (2) 選定基準

審査にあたっては、次の選定基準に基づき、最高点のものを指定管理候補者とします。

選定基準	配点
1 住民の平等な利用が確保されていること	10
2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	50
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	20
4 安全管理及び緊急時対応の体制が確立されること	10
5 環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営を行っていること	
6 総合評価（選定基準1～5について、相乗効果が図られる点などを総合的に評価）	10
計	100

審査結果については、応募者全員にお知らせするとともに、公開します。

## 10 提出書類

ア 指定管理者指定申請書「様式第1号」

イ 応募資格を有していることを証する書類

-1 代表権を有する者全員の

① 市区町村長が発行する身分証明書（破産者でないことの証明）

② 法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人等でない証明）

-2 申立書（法人の代表権を有する者全員が、「8 指定管理候補者として選定しない法人等」のウに該当しないことの申立書）「様式第2号」

-3 自治体が発行する納税証明書（団体のもの及び団体の代表権を有する者全員分）

-4 資格及び免許等が必要な場合はそれらを有していることを証する書類又は指定管理業務の開始までに有すること等を確約する書類

-5 暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第8号」

ウ 団体であることを証する書類

法人の場合は、定款、寄附行為、登記事項証明書、地縁による団体であることの証明書等。

法人でない場合は規約、構成員名簿等

エ 法人等の経営状況等がわかる書類

-1 組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類

-2 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類

-3 類似施設の管理実績がある場合は、当該施設の概要、管理体制、収支の状況及び利用状況等がわかる書類（該当するものがない場合は「該当なし」として提出してください。）

オ 施設管理の基本方針及び事業計画書

-1 施設管理の基本方針「様式第3号」

施設管理の基本的な考え方、利用者からの要望の把握及びそれへの対応、自己点検及び自己評価の仕組みなど

-2 事業計画書「様式第4号」

指定期間内の年度ごとの業務計画書、職員の配置計画、個人情報の保護に関する措置、安全管理及び緊急時対応の体制、指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書、現状における環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況、市作成の協定書に対する変更要望など

カ 指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

-1 自主事業に関する提案書「様式第5号」

-2 収益向上に関する提案書「様式第6号」

キ その他市長が必要と認める書類

共同体として申請する場合は、申請書の提出時点において共同体を成立させ、その構成員すべてのイウエの書類、「共同体の概要書（共同体の代表者、共同体とする必要性・利点、管理業務の実施体制のわかる書類）」及び「様式第7号」（指定管理者制度に係る共同企業体協定書）を提出してください。

また、共同企業体の解散時期については、少なくとも指定期間終了後、3箇月を経過するまでの間は解散をすることができないものとしてください。

## 1.1 指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

### (1) 自主事業について

管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、様式第5号「自主事業に関する提案書」を提出してください。

自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用を阻害しないものに限るものとし、参加者負担金がある場合は、その金額の適正性などについて、市で検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

なお、自主事業に係る経費は、指定管理者の負担とし、利用料金も含め指定管理者自らの収入により費用を負担して実施するものとし、市からの委託料を財源としないものとします。

### (2) 収益の向上について

富山市営駐車場の管理体制や営業活動について、収益の向上に結びつく改善策について、様式第6号「収益向上に関する提案書」を提出してください。

## 1.2 指定申請書等の提出先、提出期間及び提出方法等

### (1) 提出先

富山市財務部管財課（本庁西館4階）

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2023 担当：市川

### (2) 提出期間

令和2年7月20日（月）から令和2年8月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 提出方法等

持参又は郵送してください。

提出部数は、片面印刷で正1部、副（10提出書類のエオカキ、共同体の概要書のみ）1部とします。

郵送の場合は、書留郵便とし、最終日の午後5時15分まで必着としてください。

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### 13 質疑応答

応募に際してご不明の点等につきましては、令和2年8月17日（月）までご質問をお受けいたします。

ご質問は、末尾に記載のお問合せ先まで電子メール又は書面でお送りください。

ご質問への回答は、とりまとめのうえ、参考として、応募希望者全員に配布（8月24日前後）しますので、応募予定の方は、8月21日（金）までに送付先をお知らせください。

### 14 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

参加希望の方は、7月31日（金）までに指定申請書等の提出先へご連絡ください。

日時 令和2年8月5日（水）13時30分から3時間程度

場所 各市営駐車場（総曲輪駐車場→桜町駐車場→富山駅北駐車場の順）

### 15 事業所税

この施設は、事業所税の課税対象施設です。

富山市内すべての事業所等を合算し、免税点（資産割は合計延床面積が1000㎡以下、従業者割は合計従業者数が100人以下）を超える場合は、指定管理者に課税されることとなります。

課税金額等の詳細は、市民税課（電話443-2031）までお問い合わせください。

### 16 指定管理者の指定及び協定書の締結

- (1) 指定管理者は、令和2年12月（又は令和3年3月）富山市議会定例会の議決に基づき、指定（決定）されます。
- (2) 指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。
- (3) 指定後、市との間で協定書を締結します。
- (4) 協定事項及び内容については、指定管理候補者選定後に双方協議して定めます。
- (5) 別添の市作成の協定書に対して変更等を希望される場合は、申請時に「10 提出書類」の事業計画書の所定の欄にその内容を記載してください。

### 17 指定管理業務委託料

指定期間内の指定管理業務委託料は、予算額以内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提出された収支予算書に記載の金額を下回ることがあります。

### 18 提出書類の取扱い

提出書類はお返しできません。また、市の内部及び指定管理候補者選定委員会における検討に用いるため複写することがあります。

情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

なお、提出書類のうち「オ 施設管理の基本方針及び事業計画書」については、申請書の提出先となった窓口において、審査結果とともに、審査結果の通知の日から起算して14日間公開します。

ただし、指定管理候補者に選定されなかった法人等の名称は公表しません。

## 19 監査

市の監査委員又は包括外部監査人が必要があると認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務について監査する場合があります。

## 20 様式及び添付資料一覧

- ア 富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
- イ 富山市駐車場条例及び同条例施行規則
- ウ 障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱
- エ 富山市営駐車場の令和元年度施設管理に従事している人員
- オ 富山市営駐車場の管理運営費の直近4年間決算額
- カ 富山市営駐車場管理業務仕様書
- キ 富山市営駐車場備品一覧表
- ク 指定管理者指定申請書「様式第1号」
- ケ 申立書「様式第2号」
- コ 施設管理の基本方針「様式第3号」
- サ 事業計画書「様式第4号」
- シ 自主事業に関する提案書「様式第5号」
- ス 収益向上に関する提案書「様式第6号」
- セ 指定管理者制度に係る共同企業体協定書「様式第7号」
- ソ 暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第8号」
- タ 富山市営駐車場管理運営業務に関する基本協定書の案文（リスク分担表及び個人情報  
の保護に関する取扱い仕様書及びセキュリティ特記事項を含む）
- チ 施設の平面図等（別途配布します）

## 21 業務引継ぎ

現在の指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し等に際し、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に、市又は次期指定管理者に対して適正に管理業務を引継ぐものとします。

管理業務の引継ぎ方法、日時等については、市と現在の指定管理者及び次期指定管理者において協議の上決定します。

(引継ぎにおける留意点)

- ア 引継ぎスケジュール
- イ 臨時休館の設定
- ウ 引継ぎに係る経費の負担（原則として指定管理者の負担）
- エ 引継書類の確認
- オ 引継資産の確認（備品、物品を含む。）
- カ 施設の予約の状況
- キ 施設使用料の授受、預かり金管理の方法
- ク 個人情報の取り扱い、データ管理等
- ケ 引継ぎにおける体制の整備及び責任者の選定 などについて、協議を行うこととします。

### お問合せ先

富山市財務部管財課（本庁4館西階）

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2023 担当：市川

電子メールアドレス :kanzai-01@city.toyama.lg.jp

## 富山市営駐車場管理業務仕様書

### 1 施設管理業務に関する事項

#### (1) 業務の目的

駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき設置された富山市営総曲輪駐車場、富山市営桜町駐車場、富山市営富山駅北駐車場の安全かつ円滑な管理を図ることを目的とする。

#### (2) 営業時間等

午前0時から午後12時までの24時間で年中無休。

#### (3) 使用承認及び使用料の取扱い

直近4年間の利用実績及び利用料金収入の状況（総曲輪、桜町、富山駅北の合計）

年度	H28	H29	H30	R元
利用実績（台）	546,682	529,187	503,995	470,983
普通駐車	209,105	194,268	181,726	170,350
回数券	114,366	111,713	111,838	101,567
パーキングカード	5,384	4,869	4,387	3,524
定期券	216,771	217,125	204,590	195,174
バス	1,056	1,212	1,454	368
利用料金収入（千円）	364,026	354,875	332,086	314,328
普通駐車	147,365	134,871	124,200	117,272
回数券	35,241	36,100	33,507	31,163
パーキングカード	4,033	4,084	3,855	2,644
定期券	173,959	175,744	165,583	161,874
バス	3,428	4,076	4,941	1,375
回数券発行冊数	13,863	13,811	12,708	11,430
330（320）円券11枚綴	9,520	9,909	9,299	8,630
110円券11枚綴	4,343	3,902	3,409	2,800
パーキングカード発行枚数	895	878	829	574
5000円券	674	725	684	461
3000円券	221	153	145	113
定期券利用枚数	11,569	11,674	10,958	10,585
全日	8,459	8,679	8,232	8,021
昼間	2,066	1,862	1,768	1,728
夜間	1,044	1,133	958	836

#### (4) 管理体制（職員配置）

時間帯	人数	主な業務内容等
（総曲輪、桜町、富山駅北） 0：00～24：00	各2	駐車場の管理運営及び料金の徴収業務

※ 上記は現行の配置人員です。

※ 富山駅北駐車場は、芸術文化ホールにおいてコンサート等のイベントがある場合、臨時に増員体制をとっていただくこともあります。（概ね年間60回前後、R元年度実績80回）

(5) 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、駐車場法、地方自治法、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、富山市駐車場条例、富山市駐車場条例施行規則、富山市情報公開条例、富山市個人情報保護条例、富山市行政手続条例、富山市情報セキュリティポリシー、協定書、仕様書及び情報セキュリティ特記事項等を遵守することとします。

(6) 個人情報の保護に関する留意事項

項目	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1 個人情報の取扱いに関する留意事項の職員への周知	施設使用申請者の住所、氏名	管理責任者は、管理業務に従事する者に対し、その業務に関わる個人情報の範囲及びその取扱いに関する留意事項を個別具体的に指示するとともに、日常業務において必要に応じ指導する。
2 個人情報が記載してある書類等の取扱い	施設使用申請者の住所、氏名	市の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報が記録された資料等を複写・複製してはならない。但し、事務を効率的に処理するため、指定管理者の管理下において使用する場合はこの限りではない。
3 廃棄	施設使用申請者の住所、氏名	個人情報が記載されている書類等の廃棄については、市に事前に協議のうえ、第三者の手に渡らないよう確実な方法によって処分する。

(7) 駐車場の施設運営に関する業務

施設利用者が快適に駐車場を利用できる状況を維持するとともに、業務の遂行にあたって、確実性、安全性および経済性に配慮すること。

1) 基本事項

- ① 対象車両は富山市駐車場条例、富山市駐車場条例施行規則に定める大きさの自動車とする。
- ② 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否若しくは禁止することができる。
  - ア 引火性又は発火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
  - イ 他の自動車の駐車を妨げるとき。
  - ウ 駐車場の施設を汚損又は破損するおそれがあるとき。
  - エ 前ア～ウ号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ③ 駐車対象外車両等の駐車の拒否・誘導に注意すること。
- ④ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ⑤ 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常にこれに対処できるよう準備をしておかなければならない。

2) 駐車料金の徴収に関する業務

富山市駐車場条例に定める駐車料金を徴収すること。徴収した駐車料金は、市が指定する期日までに、市指定金融機関へ納入しなければならない。

3) その他、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

別紙「障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱」に定める、身体障害者等による駐車場の利用支援業務を適切に実施すること。



(8) 施設の維持管理に関する業務

駐車場を常に最良の状態に維持し、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するとともに、業務の遂行にあたっては、確実性、安全性および経済性に配慮すること。

1) 基本事項

- ① 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理する。
- ② 日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃等の保守管理を適切に行う。
- ③ 機械設備等に故障が生じた場合、迅速に対応するものとし、また重大な故障及び事故が起きた場合は、速やかに市に報告すること。
- ④ 消耗品(事務用消耗品及び管理用消耗品)の購入及び修繕(物品修繕及び施設修繕)を実施する場合は市内業者へ発注するよう配慮すること。
- ⑤ 作業中に事故が発生した場合には、直ちに市に通報するとともに事故報告書を市が指示する日までに、市に提出しなければならない。

2) 主な業務の名称及び令和元年度の所要経費

業務の名称	回数	実施時期	所要経費	備考
<b>【総曲輪】</b>				
防火設備点検	2	6月毎	1,034,981	
エレベーター点検	12	毎月	1,346,400	
駐車場管制システム点検	12	毎月	2,193,070	
清掃及び廃棄物収集	通年	定期清掃月1回、便所清掃週3回、廃棄物週1回	268,698	
電気保安	12	毎月	256,080	
<b>【桜町】</b>				
エレベーター点検	12	毎月	686,400	
駐車場管制システム点検	12	毎月	1,417,680	
マット交換	12	毎月	7,920	
防火設備検査報告	1	毎年	191,400	
自動ドア点検	2~4	6月毎又は3月毎	79,766	
複合ビル管理費	12	毎月	1,050,072	
<b>【富山駅北】</b>				
防火設備点検	2	6月毎	436,000	
エレベーター点検	12	毎月	1,320,000	
駐車場管制システム点検	12	毎月	2,718,210	
清掃及び廃棄物収集	通年	定期清掃年4回、便所清掃週3回、廃棄物週1回等	288,399	
電気保安	12	毎月	188,760	
除雪	随時	積雪時	0	
生垣及び樹木剪定	1	毎年	270,000	
自動ドア点検	2	6月毎	186,120	
<b>【管理本部】</b>				
駐車場管理システム点検	12	毎月	52,800	
計			13,992,756	

3) 業務内容

①警備業務

- 1 警備は原則、巡回警備員による巡回警備とする。巡回警備員は駐車場、その他敷地内の施設財産を巡視しなければならない。

- 2 駐車場に異常事態が発生したことを知った場合には、直ちに異常の初期処置を行うとともに消防署、警察署、市に連絡しなければならない。
- 3 巡回警備員は、次の各事項を実施するものとする。
  - ア 駐車場内部及び外周の巡視
  - イ 依頼及びインターホンでの呼出による下記の応対
    - ・ 駐車場利用者への利用方法等のアドバイス
    - ・ 機械設備の故障復旧（軽易なもの）
    - ・ 故障復旧が困難な場合の駐車場管制システム保守業者への連絡
  - ウ 隣接地に波及する危険性の探知予防
  - エ 危険物、可燃物の異状有無点検
  - オ その他警備の目的を達成するための点検処置
  - カ 巡回警備報告書の提出
- 4 警備業務に必要な施設の鍵は市の了承を得て借用するものとし、警備業務以外に使用してはならない。また、契約期間中は指定管理者の責任をもって確実な場所に保管し、不用となった時は直ちに市に返還しなければならない。
- 5 巡回警備員を配置せず、遠方通報監視装置等による警備を行う場合は、警備の方法について十分に市と協議を行ったうえで実施するものとする。

## ②清掃業務

清掃は、日常清掃を1日1回行うこと。定期清掃は管理室、エレベーターホール及び階段を対象に施設ごとに適切な頻度で行うこと。清掃に使用する洗剤及び薬剤類は、厳密に選択し、使用に際しては既設の材料、装飾部品に損傷又は汚染しないように注意すること。

- 1 管理室内清掃は、汚れに応じて、掃き掃除、モップがけを行う。
- 2 階段、エレベーター内、ホールの日常清掃は、掃き掃除、汚れに応じてモップがけを行う。
- 3 定期清掃は、自在掃、ダストモップ、掃除機等で床の埃を除去する。洗浄液を床面に塗布し、ポリッシャーにて洗浄する。洗浄後、汚水を回収し、水拭きモップで拭き上げる。樹脂ワックスを均一に塗布し、送風機で乾燥させる。
- 4 便所清掃は、便器、床、洗面台等の洗浄を行う。トイレットペーパー、石鹼水の配備及び塵芥の集積を行う。

## ③廃棄物処理業務

廃棄物処理は、駐車場が排出する可燃物（週1回）及び不燃物（月1回）の収集運搬処理を行うこと。

## ④防火設備点検業務

防火設備点検（消防用設備等点検）は、消火器、消火設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常電源、非常放送設備、自閉設備、連結送水管等の防火用設備を対象に、機器点検（年1回）、総合点検（機器点検含む）（年1回）を実施すること。

## ⑤その他の付属設備等の保守点検業務

駐車場管制システム、エレベーター、自動ドア、自動精算機、その他の電気設備等について、関係法令や関係規則等の規定に基づき、適切に保守点検を実施すること。

(9) 修繕費の取扱い

年間の修繕費は2,000,000円（消費税及び地方消費税込）とし、管理委託料に含める。ただし、上記金額を超えることが見込まれるときは、市と事前協議するものとし、年度末において残額が生じた場合は、精算するものとする。

(10) 安全管理及び緊急時対応に関する留意事項

駐車対象外車両等の駐車拒否・誘導に注意すること。

緊急時の連絡体制を確保すること。

(11) 管理施設及び備品等一覧

別紙総括表のとおり

## 2 その他

(1) 保険の加入

市が、次の事故により、住民等第三者の生命若しくは身体を害し、または住民等第三者の財物を滅失・き損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

- ① 市が所有、使用又は管理する施設に起因する偶然な事故
- ② 市業務に起因する偶然な事故（指定管理者が独自に実施する業務は対象になりません。）
- ③ 市が福祉施設・保養施設において生産、販売又は提供する飲食物に起因する偶然な事故

てん補限度額は、次のとおりで、免責金額はなしです。

身体賠償	1人につき	5,000万円
	1事故につき	5億円
財物賠償	1事故につき	1,000万円

(2) 関係者の駐車場利用

指定管理者ならびに点検等の委託業者の駐車場利用に関しては、勤務時間内あるいは業務に要する必要最低限の時間において、必要最低限の台数に限り駐車場を無償で利用することができます。

## 令和元年度市営駐車場配置人員表

(単位：人)

部 署	人 数
事務局	4
総曲輪駐車場	10
桜町駐車場	10
城址公園駐車場	10
富山駅北駐車場	10
合 計	44

\*平成28年度から令和2年度までは、上記4駐車場を一括して指定管理を導入しています。

## 富山市営駐車場管理運営費決算額

(単位：円)

勘定科目	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
光熱水費	17,681,785	18,443,085	20,253,084	20,045,621
燃料費	466,487	593,090	571,408	347,004
修繕料	2,479,745	2,487,909	2,488,053	2,499,943
役務費	1,818,176	1,809,464	1,681,963	1,645,819
委託料	16,074,710	16,065,206	15,287,942	15,921,849
使用料及び賃借料	129,645	110,056	64,892	68,000
負担金	130,000	130,000	130,000	130,000
公課費	421,260	215,540	213,360	433,310
その他経費	80,277,937	79,633,559	80,169,351	82,018,767
計	119,479,745	119,487,909	120,860,053	123,110,313

\*平成28年度から令和2年度までは、総曲輪・桜町・富山駅北・城址公園の4駐車場を一括して指定管理を導入しており、上記金額は4駐車場の合計となります。

## 富山市営駐車場の管理運営に関する令和元年度決算額

### 収入

科 目	決 算 額 (円)	備 考
雑収入	587,458	自動販売機 総曲輪駐車場 180,288 桜町駐車場 100,966 富山駅北駐車場 216,088
市補助金 及び委託金	123,110,313	市の負担額
合計	123,697,771	

\*使用料は市の歳入となるため記載してありませんが、使用料の徴収等の事務については指定管理者に委託します。

\*自動販売機等を設置する場合は、条例で定めている業務以外で使用する行政財産目的外使用に当たるため、市に行政財産使用許可申請書等を提出し許可を受け、行政財産使用料を納付していただくこととなります。

### 支出

科 目	決算額 (円)	備 考
光熱水費	20,045,621	総曲輪 4,019,290    桜町 4,459,439 富山駅北 5,718,349
燃料費	347,004	
修繕料	2,499,943	総曲輪 495,480    桜町 492,523 富山駅北 885,720
役務費	1,645,819	保険代： 総曲輪 147,200    桜町 128,580 富山駅北 181,490 電話代： 総曲輪 74,826    桜町 80,223 富山駅北 110,083
委託料	15,921,849	
使用料及び賃借料	68,000	
負担金	130,000	
公課費	433,310	
その他経費	82,018,767	
合計	123,110,313	

\*平成28年度から令和2年度までは、総曲輪・桜町・富山駅北・城址公園の4駐車場を一括して指定管理を導入しております。そのため、収入・支出ともに、上記金額は4駐車場の合計となり、備考欄の金額を除き、本指定管理の対象となる3駐車場の支出のみを一概に明示できるものではありません。

富山市営駐車場備品一覧表（システム総括表）

駐車場	備品等名称	数量	設置場所	設置年度
総曲輪	出口全自動精算機	2	出口	H21
	事前精算機	2	1 F（東、西）	H21（R2 更新予定）、H31
	有人精算機	1	事務所	H29
	駐車券発行機	1	入口	H23
	ゲート装置	3	入口、出口	H29
	台数監視盤	1	事務所（西）	H25
	副台数監視盤	1	事務所（東）	H25
	監視カメラ	33	駐車場内	H27
	21インチモニター	2	事務所	H27
	14インチモニター	2	事務所	H27
	デジタルレコーダー	1	事務所	H27
	データ集計コンピュータ	1	事務所	H26
	フロア満車灯	5	駐車場内	H1、H21
	入口案内灯（満空表示付）	1	入口	H26
	出庫注意灯	1	出口	H1（R2 更新予定）
	認証機	1	事務所	R2 更新予定
	超音波センサー	71	駐車場内	H21
桜町	出口全自動精算機	1	出口	H29
	事前精算機	2	1 F、4 F	H16（R2 更新予定）、H30
	駐車券発行機	1	入口	H23
	ゲート装置	2	入口、出口	H22、H28
	認証機	1	事務所	H5（R2 更新予定）
	台数監視盤	1	事務所	H25
	監視カメラ	30	駐車場内、EV	H28
	14インチモニター	4	事務所	H28
	21インチモニター	1	事務所	H28
	4chコントローラ	6	事務所	H28
	デジタルレコーダー	1	事務所	H28
	データ集計コンピュータ	1	事務所	H26
	案内灯（満空表示付）	1	場外	H30
	出庫注意灯	1	出口	H19
出口案内灯	1	出口	H19	
富山駅北	出口全自動精算機	3	出口	H22
	事前精算機	3	1 F、芸文2 F	H22、H24
	有人精算機	1	事務所	H29
	駐車券発行機	2	入口（北、南）	H23
	ゲート装置	5	入口、出口	H8、H20

	台数監視盤 (カメラコント、VTR 含む。)	1	事務所	H25
	監視カメラ	35	駐車場内、E V	H27
	21インチモニター	8	事務所	H27
	データ集計コンピュータ	1	事務所	H26
	案内灯 (満空表示付)	2	場外	H8
	出庫注意灯	1	出口	H8
	出口案内灯	1	出口	H8
	パッシングセンサー	14	場内	H20
	警報盤	1	事務所	H31
	14インチモニター	2	事務所	H27
	デジタルレコーダー	1	事務所	H27
管理事務所	データ集計コンピュータ	1	事務所	H27
	定期券プリンター	1	事務所	H27



## 富山市営駐車場の管理運営業務に関する基本協定書（案）

富山市（以下「甲」という。）と■■■■（以下「乙」という。）とは、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第309号。以下「手續条例」という。）第8条の規定により、富山市営総曲輪駐車場、富山市営桜町駐車場、富山市営富山駅北駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、駐車場の管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（指定期間等）

第2条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第3条 乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の料金の徴収に関する業務
- (3) 上記のほか駐車場の管理に関して市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、「富山市営駐車場管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

（使用料の徴収等の委託）

第4条 甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、駐車場の使用料の徴収及び還付に関する事務を乙に委託するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用負担において行うこととし、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第三者に対し、本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

（指定管理者の責務）

第6条 乙は、手續条例、富山市駐車場条例（平成17年条例第131号）、同条例施行規則（平成17年規則第67号）及び関連する法令等を遵守するとともに、駐車場を常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない

2 乙は、施設及び施設利用者に事故及び災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行ったうえ、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(管理業務委託料)

第7条 甲が乙に支払う指定期間中の管理業務委託料は、■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）を限度とする。

2 各年度の管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和3年度 ■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）

令和4年度 ■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）

令和5年度 ■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）

令和6年度 ■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）

令和7年度 ■■■■、■■■■、■■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■■、■■■■円）

3 甲は、前2項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、各会計年度において、駐車場の使用料収入額が前会計年度の駐車場の使用料収入額を超えた場合、甲は、超えた額の10%を管理業務委託料に上乗せして乙に支払うものとする。支払いの時期等については甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(備品等の取扱い)

第8条 甲は別紙「富山市営駐車場備品一覧表」記載の備品等（以下「備品等」という。）を乙に無償で貸与する。

2 経年劣化又は乙の責めによらない事由による滅失・き損等により備品等を管理業務に供することができなくなった場合、甲は乙との協議に基づき、管理業務に必要なと認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、乙に無償で貸与するものとする。

3 乙は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、甲の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、乙は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・き損等が確認された場合は、速やかに甲へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。

4 乙は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は乙に帰属し、乙は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

(リスク分担)

第9条 管理業務に関するリスク分担については、「富山市営駐車場管理業務リスク分担表」のとおりとする。

(管理業務計画書の提出等)

第10条 乙は、毎年度2月末日までに、翌年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、令和3年度の管理業務については、令和3年3月25日までに、同計画書を提出、承認を得るものとする。

- (1) 管理業務の概要及び実施時期
- (2) 管理業務の実施体制
- (3) 収支計画書
- (4) 管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、富山市営駐車場管理業務仕様書に定めのない、管理業務の改善又は駐車場の建物・設備の改修、物品の設置及び駐車場の周辺地域における施設整備などについて甲に対して提案を行う場合は、提案の必要性、管理業務において見込まれる改善点その他甲が必要と認める事項を記載した書類（以下「提案書」という。）を毎年度1月末日までに甲に提出しなければならない。

ただし、当該提案の実施に当たり、甲に新たな財政的負担が生ずると見込まれる場合については、乙は毎年度9月末日までに甲に当該提案書を提出しなければならない。

3 乙は、前項の管理業務計画書を提出した後に、前項の事由以外により計画を変更する必要がある場合は、変更の内容について甲に協議のうえ、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

（管理業務報告書の提出）

第11条 乙は、毎月10日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び使用料の収入状況等を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第12条 乙は、毎年5月末日までに、前年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 使用料の収入状況

(3) 管理業務の経費の収支状況

(4) その他甲が必要と認める事項

（管理業務の報告、調査、指示）

第13条 甲は、前3条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

2 甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲から前2項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

（帳簿等の保存）

第14条 乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

（施設の毀損等）

第15条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償）

第16条 甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるときは、管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（原状回復義務等）

第17条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復し、甲に対して本施設及び備品を明け渡さなければならない。た

だし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

第18条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第19条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(指定の取消等)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対しその状況を確認のうえ、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第10項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) この基本協定に違反したとき。
  - (3) 指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。
  - (4) 申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。
  - (5) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
  - (6) 乙がその責に帰すべき事由により、甲に対し指定解除の申出をしたとき。
  - (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- 2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務委託料の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 甲は第1項の規定に基づく指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止により乙に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(業務の引継ぎ)

第21条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、駐車場の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して適正に管理業務を引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議のうえ、決定する。

(秘密保持義務等)

第22条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、富山市個人情報保護条例(平成17年条例第31号)第9条、第10条及び第56条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理の

ために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、富山市営駐車場管理業務の個人情報保護に関する取扱い仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、富山市情報セキュリティポリシーの情報セキュリティ基本方針4の規定により、情報資産に関する情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、管理業務を実施するにあたり、情報セキュリティ対策に関し、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第23条 乙は、富山市情報公開条例（平成17年条例第30号）第29条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

(名称等の変更の届出)

第24条 乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第25条 乙は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第26条 管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この基本協定を変更することができる。

(年度協定書の締結)

第27条 甲及び乙は、第7条第1項の管理業務委託料及び同条第2項の規定により甲乙協議の上定められた管理業務委託料並びに第10条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に富山市営駐車場の管理運営業務に関する年度協定書を締結するものとする。

(協議)

第28条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和■年■月■日

甲 富山市新桜町7番38号  
富山市長

乙 ■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■

富山市営駐車場管理業務リスク分担表

△は従分担

種 類	主 な 内 容	負担者	
		市	指定管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設	○	
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、すべてのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより市が当該費用を負担する。	○	
金利変動			○
駐車場利用料金収入額	計画的・突発的を問わず施設、設備等の改修や修繕、戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の休止や収容台数の変化、周辺環境の変化に伴う料金収入額の変動		○
物価変動	通常は指定管理者の負担とするが、大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議する。 (協議対象経費) ①燃料費（ガソリン、灯油、ガス等）、②上下水道料金、③電気料	△	○
政策転換	施設の廃止により指定管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
住民及び施設利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
書類の誤り	仕様書等の市がその内容について責任を負うべき書類	○	
	指定申請書等の指定管理者がその内容について責任を負うべき書類		○
資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設、設備、備品、資料等の焼失、滅失、損傷、盗難等	指定管理者の故意、過失によるもの		○
	経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるものうち、原状回復に要する経費は年額2,000,000円とする。 ただし、上記金額を超えることが見込まれるときは、市と事前協議するものとし、年度末において残額が生じた場合は精算するものとする。		○
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	指定管理業務により損害（個人情報の漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○

事業の終了	政策転換による指定管理者の撤収費用	○	
	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		○

## 富山市営駐車場管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書

### 1 個人情報の保有の制限等

- (1) 乙は、個人情報を保有するに当たっては、この協定による管理業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 乙は、特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- (3) 乙は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、市の承認を得なければならない。

### 2 個人情報の取得の制限

- (1) 乙は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。
- (2) 乙は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。
- (3) 乙は、個人情報を取得するときは、本人の同意があるとき又は人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるときなどの場合を除き、原則として本人から取得しなければならない。

### 3 利用目的の明示

乙は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき又は取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

### 4 正確性の確保

乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

### 5 不要となった個人情報の取扱い

乙は、この協定が終了したとき又は保有する保有個人情報が不要となったときは、速やかに当該情報を市に譲渡し、又は市の指示のもとに適切な手段により速やかに廃棄し、若しくは消去しなければならない。

### 6 事務を委託する場合の措置

乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

### 7 従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。



## 情報セキュリティ特記事項

### 1 基本事項

乙は、本業務に係る情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を取り扱うにあたり、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、本特記事項を適切に実施し、富山市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、必要な措置を講じなければならない。

### 2 責任体制の整備

乙は、本業務に係る情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### 3 業務目的以外の利用等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に利用、加工、複製、複写、又は第三者に提供してはならない。

### 4 情報資産の保管及び搬送

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等を防止するため、情報資産の保管及び搬送に際し、重要度に応じた措置を講じなければならない。

### 5 再委託の禁止

(1) 乙は、甲の書面による再委託の承諾があるときを除き、重要な情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託してはならない。

(2) 乙は、甲の承諾を得て重要な情報資産の取扱いを第三者に委託しようとするときは、当該委託先に、この情報セキュリティ特記事項を遵守させるとともに、甲に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 6 従事者に対する教育の実施

乙は、情報資産を取り扱う業務の従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

### 7 事故発生時の報告義務

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

### 8 調査等の実施

(1) 甲は、本業務に係る乙の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて報告を求め、業務履行場所への立入調査及び監査を行うことができるものとする。

(2) 乙は、甲から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

### 9 情報資産の帰属

乙が本業務のために収集、作成又は保有する情報資産は、甲の所有に属するものとする。ただし、乙が管理業務委託料により購入した機器、ソフトウェア、ライセンスは乙の所有に属するものとする。

### 10 情報資産の返還

乙は、この協定が終了し、又は指定が取り消されたときは、本業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還しなければならない。

1.1 特記事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償

乙が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、甲に対する損害を発生させた場合は、甲は、指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

1.2 その他

乙は、1から1.1までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

令和N年度富山市営駐車場の管理運営業務に関する年度協定書

富山市（以下「甲」という。）と■■■■（以下「乙」という。）とは、富山市営駐車場の管理運営業務に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第28条の規定により、令和N年度の富山市営駐車場の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり年度協定を締結する。

（管理業務委託料）

第1条 令和N年度の管理業務委託料は、■■■，■■■，■■■円（うち消費税及び地方消費税の額■■■，■■■円）とする。

- 2 甲は、乙の請求に基づき概算払いするものとする。
- 3 管理業務委託料の支払い時期及び支払い金額は、次のとおりとする。

1回目	令和N年 5月	■■，■■■，■■■円
2回目	令和N年 6月	■■，■■■，■■■円
3回目	令和N年 7月	■■，■■■，■■■円
4回目	令和N年 8月	■■，■■■，■■■円
5回目	令和N年 9月	■■，■■■，■■■円
6回目	令和N年10月	■■，■■■，■■■円
7回目	令和N年11月	■■，■■■，■■■円
8回目	令和N年12月	■■，■■■，■■■円
9回目	令和N+1年 1月	■■，■■■，■■■円
10回目	令和N+1年 2月	■■，■■■，■■■円
11回目	令和N+1年 3月	■■，■■■，■■■円

（管理業務の内容）

第2条 乙は、基本協定第11条の規定による令和N年度管理業務計画書に基づき、管理業務を実施するものとする。

この年度協定の締結を証するため、この年度協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和N年■■月■■日

甲 富山市新桜町7番38号  
富山市  
富山市長

乙 ■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■